

# 平成24年第1回定例会会議録（第2号）

平成24年3月5日

## ○出席議員（22名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	13番	吉富	英三郎	君
14番	黒木	愛一郎	君	15番	平野	文活	君
16番	松川	峰生	君	17番	野口	哲男	君
18番	堀本	博行	君	20番	永井	正	君
22番	江藤	勝彦	君	23番	河野	数則	君
24番	泉	武弘	君	25番	首藤	正	君

## ○欠席議員（3名）

12番	猿渡	久子	君	19番	山本	一成	君
21番	三ヶ尻	正友	君				

## ○説明のための出席者

市長	浜田	博	君	副市長	友永	哲男	君
副市長	阿南	俊晴	君	教育長	寺岡	悌二	君
水道企業管理者	亀山	勇	君	総務部長	釜堀	秀樹	君
企画部長	大野	光章	君	建設部長	糸永	好弘	君
ONSENツーリズム部長	亀井	京子	君	生活環境部長	永井	正之	君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	藤内	宣幸	君	消防長	渡邊	正信	君
教育次長 兼教育総務課長	豊永	健司	君	水道局次長 兼工務課長	稗田	雅範	君
総務部参事	浜口	善友	君	政策推進課長	稲尾	隆	君
課税課長	工藤	将之	君	収納課長	平松	純二	君
情報推進課長	池田	忠生	君	商工課長	安達	勤彦	君

環境課長	伊藤守君	社会福祉課長	福澤謙一君
福祉保健部次長 兼児童家庭課長	伊藤慶典君	高齢者福祉課長	湊博秋君
健康づくり推進課長	甲斐慶子君	教育総務課参事	井上忍君
学校教育課長	高橋祐二君	スポーツ健康課長	平野俊彦君

○議会事務局出席者

局長	加藤陽三	参事兼調査係長	宮森久住
次長兼庶務係長	小野大介	次長兼議事係長	浜崎憲幸
主査	溝部進一	主査	中村賢一郎
主任	甲斐俊平	主任	波多野博
主事	松川昌代	主事	山本佳代子
速記者	桐生正子		

○議事日程表（第2号）

平成24年3月5日（月曜日）午前10時開議

第1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、発言要求ボタンを押し、挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○25番（首藤 正君） きょうは、自民党議員団を代表して議案質疑を行ってまいりたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

きょうは、23年度、旧年度の予算の質疑でありますので、それに従って行っていきますけれども、今回の補正が、23年度は最後の補正になります。決算見込額を見込んでの計数整理が主体でありますけれども、特にその中でも聞いておきたいことを二、三質問していきたいと思います。

一般会計では4億5,580万の減額で、補正後の予算額は452億6,500万円となります。大体いい形で推移しているのではないかな、このように思っております。

そこで、最初に11ページ、歳入の市税、たばこ税についてお伺いしたいと思います。

今回の補正で1億8,183万9,000円増額になっております。トータルは9億4,000万を超す最終予算になってまいりますけれども、当初予算の7億5,800万に比べて大幅なアップになっておりますけれども、この原因は何なのか。そして、大幅な収納になりますけれども、収納課長、この増額はうれしいことなのかどうなのか、課長としての所感をお伺いしたい。

○収納課長（平松純二君） お答えいたします。

収納課長といたしましては、大変収入がふえることでございますので、うれしく思っておりますし、好ましいことだというふうに思っております。

○課税課長（工藤将之君） お答えいたします。

なぜ上がったかということでございますけれども、すでに御案内のとおり平成22年10月1日から、過去最大の税率の引き上げがありまして、当初の本数の見込みよりも本数の消費量が多かったことが原因であります。この実質的な理由は、民間の調査によりますと、例えばマイルドセブンを例にとりますと、300円から410円に大幅に値上がりしたわけですが、民間の調査によれば、そのうち3割程度の方が禁煙をするのではないかという調査結果がありまして、3割が禁煙に挑戦しましたけれども、6割強の方が依然として喫煙されているということで、こういう大幅な本数増によって収入見込み額がふえたものと考えております。

○25番（首藤 正君） たばこが、前年度値上がりした。それによって3割ぐらい減るのではないかということが、ちょっと見込みが違って来たということでもありますけれども、そうしますと別府市の成人における喫煙率、これはどのくらいに今なっているのか。その辺がわかれば教えてください。

○課税課長（工藤将之君） お答えいたします。

厚生労働省の国民生活基礎調査によりますと、大分県全体の喫煙率が19.7%でありまして、おおむね別府市の喫煙率も同程度の数字ではないかというふうに見ております。

○25番（首藤 正君） 9億4,000万のたばこ税が入ってきますけれども、これはどういう仕組みで、別府市でどれだけの売り上げがあったら税金が何%かかってこれだけになるという根拠があれば、教えてください。

○課税課長（工藤将之君） たばこ1箱に換算したときの別府市のたばこ税なのですが、これは代表的な銘柄でありますセブンスター、現在の価格では410円を例にとりますと、市のたばこ税が92.36円、全体の中の22.5%が市のたばこ税として入ってまいります。税抜き価格が145.60円、消費税が19.52円、国税の方のたばこ税が122.44円、県のたばこ税が30.08円。先ほど申しましたように、市のたばこ税は

全体の中の22.53%となっております。

○25番(首藤 正君) 大体わかりました。今、課長が申したことを頭の中で整理しますと、たばこというのは大体65%が税金かな。そして、あと、たばこの実際の実原価が35%ぐらいかなという感じにとれるのですが、そう受け取ってよろしいですか。

○課税課長(工藤将之君) そのとおりでございます。

○25番(首藤 正君) そうすると、先ほどマイルドセブンの話が出ましたけれども、そこで、1本吸った場合、別府市に税金が幾ら入るのですかね。ちょっともう一度教えてください。

○課税課長(工藤将之君) マイルドセブンを例にとりますと、4.618円ですね。

○25番(首藤 正君) 市民がたばこを1本吸っていただくと、1本に4円何ぼの税金が入ってくる。このたばこ税は、ほかの税金と違って収納率が100%ですね。滞納がないのです。それだけに、非常に大きなメリットがある税金だと思うのですね。

そこで、先ほど収納課長が、喜ばしいことだと言いましたけれども、厚生労働省は、がん予防のために、先ほど喫煙率を言いましたけれども、全国喫煙率が19.5%。そして、その19.5%を向こう10年間で12%以下にしよう、こうしているのですね。そういう厚生労働省の方針が決まった。

そこで、市として、税金を上げるためにたばこをたくさん吸ってもらいたいという姿勢をとるのか。いや、もう税金は下がってもいいから、たばこを吸わないでください。どういう施策で、どちらをとってこれから運営していくのか。その辺、確認します。

○課税課長(工藤将之君) お答えいたします。

大変難しい質問でありますけれども、議員すでに御案内のとおり税金の課税の目的というのは、他に収入を得るための財政税と、何らかの経済的・社会的政策を実現するための規制税に分類されております。このうち、たばこ税は規制税と言われるものでありまして、たばこによる健康被害の防止とか受動喫煙の防止などを図るために、一定の社会政策的目的を実現するための規制税として課税しておりまして、財政税というよりも規制税としての性質がますます強まっているというふうに指摘されております。市といたしましては、このような規制税としてのたばこ税の性質を勘案しまして、歳入の確保と同時に、他の行政目的との両立を可能な限り図れるように努めてまいりたいと考えております。

○25番(首藤 正君) 両立を図るということは、大変難しいことだと思うのですね。しかし、このたばこ税が別府市政に果たしている役割というのは、相当大きいですね。だから、喫煙者の権利をある程度やっぱり認めていくことという姿勢も必要ではなかろうかと思うのです。しかし、人間は健康が第一ですので、優先的には健康を守ることから市政を遂行していかなければならないのかな、このように思っております。

大体、執行部の姿勢がわかりました。たばこ税については、予想以上の税収があったということで、収納課長ではありませんけれども、喜ばしいことだ、このように思っております。

では、次へまいります。36ページ、民生費の生活保護費。これが、見てみますと、2億700万ほどマイナスになっています。このマイナスになった要因は何なのか、教えてください。

○社会福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。

減額となった理由につきましては、平成23年度当初予算においては、平成22年度決算見込額に5%増を見込んで計上いたしておりました。歳出及び人員については、見込みどおり約5%増となっておりますが、その中で、現状は雇用情勢の悪化により仕事がない方や、賃金の抑制により最低生活の維持ができない方からの保護申請が増加し、世帯累計におけるその他世帯が大幅に増加しております。その他世帯とは、傷病もなく、働く能力

があるが失業等で収入がない世帯や、働いていても収入が少ないため最低生活を維持できない世帯であります。医療扶助の必要がない世帯が増加しているのが現状となっており、世帯数及び人員の増加率ほど医療扶助費が伸びなかったことや、23年度より生活保護費適正化事業によるレセプトの電子化が施行されており、レセプトデータを早く収集し蓄積することができ、診療情報を詳細かつ正確に分析することが可能となりました。それによって重複受診や頻回受診等の該当者の把握が容易となり、適切な受診指導を行う等、扶助費の減額に努力した結果、医療扶助の抑制につながったことが、減額補正の主な理由となっております。

- 25番（首藤 正君） 職員の大きな努力が、今の課長答弁から感じられますけれども、昨今、この生活保護というのは、全国でも過去最高の、約209万の受給者数になったということで問題になっておりますけれども、その中で不正受給が最悪の129億に達したという報道もなされております。

そこで、この別府市、最近の生活保護の動向はどのようになっているのか。それと、生活保護者の年代別人数、これがどのようになっているのか。ちょっと教えてください。

- 社会福祉課長（福澤謙一君） お答えいたします。

平成24年1月末現在の状況でございますが、別府市の被保護世帯数3,158世帯あります。被保護人員3,985人です。保護率33.24%（パーミル）となっております。100世帯当たり5.35世帯、人口100人当たり3.32人となっております。昨年同月で、保護世帯数3,004世帯、被保護人員3,818人、保護率31.69%（パーミル）となっており、世帯数154世帯、人員167人、保護率1.55ポイントの増加となっております。年代別人員でございますが、10歳未満157人、10代177人、20代88人、30代202人、40代323人、50代534人、60代952人、70代、975人、80歳以上577人、計3,985人となっております。

- 25番（首藤 正君） 今聞きますと、年齢別では20代の88人から50代の534人まで、トータルしますと1,147人。恐らくこれが全体の約29%を超えますね。30%近くが稼働層ですね。これらの方の対応が今後必要になってくると思うのですけれども、しかし、受給者数が全国でナンバーワンという大阪、ここは18人に1人が生活保護者、こう言われております。今、課長の説明によりますと、別府市、100世帯に5.35世帯が保護者世帯。だから世帯でいきますと、18.6軒に1世帯が生活保護になっている。それから、100人のうちに3.3人が保護受給者、こう言います。そうしますと、別府市の場合には30人に1人が受給者。これは決して少ない数字ではないですね、高い数字だと思いますね。これから経済情勢等を踏まえて、ますます生活保護者がふえるのではないかという状況があります。本当に困っている方には、これは当然な権利ですけども、この稼働層が別府市の場合でも30%近くあるということは、ちょっとやっぱり問題だと思えますけれども、今後の生活保護の運営、取り扱い、どのようにしていこうとしているのか、答弁ください。

- 社会福祉課長（福澤謙一君） お答えいたします。

生活保護は、生活、住宅、教育、介護など、生活全般を総合的に保障し、他の社会保障制度で必ずしも保障し切れない部分や制度の谷間を補うものであります。しかし、少子高齢化や厳しい雇用情勢等、社会的リスクが多様化する中で教育、労働、住宅などの多分野の政策が、必ずしも現実の変化についていけない面もあり、最後のセーフティーネットであります生活保護行政に負担が集中しているのが現状であります。近年、核家族化が進む中で低年金、無年金の高齢者世帯が多くなり、さらに経済の持ち出しも緩やかなものとなっており、企業収益の回復もおくれる傾向にあるため、雇用、所得環境が依然として厳しい状況化にあることから、保護率が上昇していくものと考えております。今後は、真



に支援が必要な方々への扶助となるよう、ケースワーカーにおいて被保護者の実態把握を十分行い、稼働年齢層においては病状把握の上、稼働能力のある方に対しては就労支援を行い、高齢者、傷病者の方などについては、生活状況や病状把握などにより、個々のケースに合った適正な援助・指導を行っていきたいと考えております。

- 25番（首藤 正君）特に稼働層の就労支援とか、これから力を入れてやっていっていただきたい。そして、あくまで適正な審査・管理・運営を徹底していただきたい、このように望んでおります。

では、次へいきます。次、商工費についてちょっとお伺いします。

商工費の商工振興費、これがマイナス2億3,700万になっておりますけれども、大体この振興費というのは、例年から見ると足らなくて、補正ではいつもプラス、プラスで補正してきた予算なのですね。ことし、こうしてなぜマイナスになったのか、その原因をちょっと教えてください。

- 商工課長（安達勤彦君）お答えいたします。

主な理由といたしましては、別府市の中小企業者向けの融資制度及び勤労者向けの貸付制度を活用しておりますけれども、年々この利用件数が減少、それから、それにかかわります信用保証料も減少している、これが減少の大きな理由でございます。

- 25番（首藤 正君）広報、PR、これが足りないというような状況が起こっているのではないのか。また、今、課長の話聞いていますと、お金を借りても返せないというような状況の中小企業が別府はほとんどになってしまったのかなというような感じもするのですけれども、借りにくいということはないのか、PRが不足しているということはないのか。それから、もうちょっと、別府市の経済が本当にそんなに厳しいのかということ、課長、もう一回答弁してください。

- 商工課長（安達勤彦君）お答えいたします。

平成20年10月31日、国の緊急保証制度が導入されまして、対象業種の拡大、それと認定要件であります売上高の減少率、これが5%から3%に緩和されました。別府市におきましても、平成19年度に121件だった申請件数が、20年度には630件に急増いたしました。それから、21年度も649件という状況ですので、告知という部分、PRについては、皆さんよく御存じではないかと考えているところです。ただ、先ほど御説明いたしました、売上高の緩和、これが昨年4月より再び3%から5%に引き上げられました。これが、活用しにくくなった一つの原因ではないかなというふうに考えているところです。

それから、これも議員さんの御指摘にございましたけれども、中小企業者の体力がなくなっているのではないかとということにもつながるかもしれませんが、融資には当然返済義務が生じてきます。売上状況や昨今の経済状況、この厳しさからなかなか融資申請まで至らない、そういう状況に至っているのではないかなというふうに考えております。

- 25番（首藤 正君）別府市の中小企業者にとっては、これは大切な部門だと思うのですね。これだけ大きな予算、マイナスがありますと、別府市の経済はよくないのではないかなという懸念を持ちます。ひとつ徹底的な分析を図って、借りやすい、そして有効に利用できるのであることを徹底していただきたい、このように思います。よろしく願いしておきます。

以上で一般会計の議案質疑は終わります。あと18分ありますので……。

少し時間をいただいて水道局に移りたいと思うのですが、水道局の建設改良費、これが8億5,155万4,900円になっておりますけれども、そのうちの耐震化事業は2億7,375万5,550円でありますけれども、全体の、これがどういう形で実施されているのか。その辺を説明してください。

○水道局次長兼工務課長（稗田雅範君） お答えいたします。

平成23年度決算見込みで、建設改良費8億5,155万4,900円となっております。そのうち耐震化事業費は2億7,375万5,550円で、全体の32.1%となっております。耐震化事業費といたしましては、漏水管・送水管の更新など施設改良事業費といたしまして8,295万7,350円、9.7%、配水管整備事業費といたしまして1億3,728万2,450円、16.1%、朝見浄水場既存施設更新事業といたしまして2,028万750円、2.4%、基幹施設耐震補強事業といたしまして3,323万5,000円、3.9%となっております。また、23年度末で耐震化率の見込みにつきましては、浄水施設につきましては21.1%、配水池の耐震化率につきましては39.3%、基幹管路の耐震化率につきましては24.8%と見込んでおります。今後引き続き重点項目として計画的に電気機械設備の更新などとあわせて実施していきたいと考えております。

○25番（首藤 正君） 次長の説明によりますと、耐震化事業、この進捗率、余り高くないですね。やっぱり、地震に備えて徹底してやっておくべきだと思いますね。特にもとになるところですね、水源池。このもとになるところがやられますと、復旧作業が本当に大変になりますね。そちらの方に、貯水池、水源池の方に力を入れて、もっと予算をふやしてもいいのではないかと、このように思います。後ほど答弁ください。

それから、予算書の14ページですけれども、営業外収益のうち、その他雑収益について、428万6,000円の減額となっている。一方で、予算書16ページの雑支出では265万6,000円の減額になっていますけれども、ともに給水区域外の工事計画の見直しに伴う減と説明書に書いておりますけれども、これはどういうことか具体的に説明してください。

○水道局次長兼工務課長（稗田雅範君） お答えいたします。

16ページの雑支出での給水区域外の工事計画の見直しに伴う負担金の減につきましては、内成中の迫水道施設の維持補修工事等の見直しによる減額補正でございます。それに伴って14ページのその他雑収益につきましては、大分県企業局からの負担金として当該維持補修費相当額が減額になったというものでございます。

○25番（首藤 正君） わかりました。今の説明によると、区域外ですね。配水区域外のところでも水道局が今のように持っているところがある。そして、片や水道局が持たなくて、椿地区の水道改良工事、これらは生活環境部、環境課が持っている。古賀原地区の営農飲雑用水、これは農林水産課が持っている。それから、大所の水道設備工事、設備、これは財産活用課が持っている。片や給水区域外の今言った内成の中の迫なんかは水道局が持っている。いろいろな事情があるにしても、水道行政が二元化されてきている。これを、今後水道局がどのようにしていくのか、やっぱり考えていかなければならないと思う。

そこで、先ほどの耐震補強工事を今後どのように進めるのか。給水区域外の水道事業についてどのように行うのか。まして、二元化をされている今の水道行政から見ると、もう一本化して上下水道部をつくった方がいいのではないかと。この方が合理化で、行革になるのではないかと。この考えもするのですけれども、それを含めて水道企業管理者、今、「水道局長」と言わなくて、今度は「企業管理者」と呼ぶというふうになりましたので、管理者に答弁を願いたいと思います。

○水道企業管理者（亀山 勇君） お答えをいたします。

まず、耐震化の関係でございますけれども、新年度予算につきましては、ここで御説明を申し上げられませんが、耐震化の向上に向けて相当の予算を計上はさせていただいております。

また、それと給水区域外の飲料水等につきましては、昨年の12月議会におきまして、

地域住民の公衆衛生の向上と、それから生活環境の改善を図るといったことの考え方について答弁をさせていただいたところでございます。また、水道局内部におきましても、さまざまな角度から対策の協議・検討を重ねてまいったところでございますが、施設改良事業費、また、それから地元負担等のその他の点も考慮しなければならないといったような、解消に向けては時間が多少かかるといったことが、一つの考え方でございます。

そうした中で私どもも、過ぐる議会でも御説明申し上げましたが、他都市の例を調査・研究する中でいわゆる飲料水供給施設の整備という形の中で、飲料水の確保並びに維持管理等を含む要綱案を作成し、現在は関係各課と協議をさせていただいているところでございます。

それからもう1点、上下水の一元化という形でお話ございましたけれども、これにつきましては、この目的は、一つは市民サービスの向上と、それから経営効率の向上という形の中で、九州管内でも組織統合に向けての動きがかなり出てまいりました。私どもも水道局と、それから市の関係課と協議を重ねる中で今後の方向性を見ていきたいというふうに考えてございます。

- 25番（首藤 正君） 給水区域外は、水道法の関係でこうこうこうだと、いろいろ今まで理由を述べてきた。しかし、これは水道局としてやろうと思えばできる事業でありますので、その辺は今後急速に考えていただきたい。

それから、上下水道部のことについては、今、管理者から話がありましたので、これも真摯に受けとめて調整を行っていただければいいのではないかな、このように思います。

- 7番（加藤信康君） それでは、早速中身に入ります。

37ページ、一般会計補正予算の0318、予防費のうちの委託料についてです。

減額予算となっております。中身について御説明願います。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

予防接種は、予防接種法による定期の予防接種及び国の助成によるワクチン接種緊急促進事業として、子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌の任意の予防接種を実施しております。当初、予防接種委託料を3億8,781万2,000円と見込んでおりましたが、決算見込みが、1,000円単位で申し上げますと、3億1,402万5,000円となり、7,378万7,000円の減額となりました。

減額となった主な要因ですが、任意の3ワクチンであります子宮頸がん等ワクチン接種事業のうち、特に小児用肺炎球菌及びヒブワクチンの接種におきまして、見込みを大きく下回る接種状況となったことでございます。

- 7番（加藤信康君） それでは、すみません、その三つ、子宮頸がん、小児用肺炎球菌ワクチン、それからヒブのおおのの接種率はわかりますか。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

接種率ですが、平成23年12月末現在、小児用肺炎球菌ワクチン約60%、ヒブワクチン約61%、子宮頸がん予防ワクチン約75%でございます。

- 7番（加藤信康君） どうなのでしょう、無償で接種できるという割には、接種率が感覚的にもう少し伸びてほしいのかなという気がするのですけれども、伸びなかった理由、どういうふうにお考えでしょうか。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

一番大きな理由は、事業開始間もなくの時期にヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の同時接種後、死亡事例が相次いで発生したことにより、国において因果関係等を確認のため接種を一時見合わせるという措置がとられたことが影響し、接種の差し控えなどが生じたものと考えられます。細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンですが、年齢別の接種状況を見ますと、細菌性髄膜炎に最もかかりやすく重症化しやすい1



歳未満の年齢では、いずれも90%以上の接種があり、効果的なワクチン接種であったと思っております。

今後も病気の発生予防、重症化防止のために予防接種の必要性や受け方などを含め、啓発・広報を行っていかねばならないと考えております。

- 7番（加藤信康君）ありがとうございます。ヒブについては、1歳未満は90%ということで、その数値を見れば、啓発を含めた宣伝は効いているかなというふうに思います。

また、予算書、新年度予算にも、今年度また引き続きというふうに事業の継続がされていると思いますけれども、予防接種自体、先ほど言いましたように、やっぱり受けるリスク、受けないリスクというのですか、あると思いますし、インターネットを見てみますと、あらゆる情報が錯綜する中、何が正しいのかわからないような宣伝がされて、たった1件の事故が、だれでも起こるような雰囲気や記載されたりという部分があると思います。無償で予防接種ができるわけですから、そのリスクも当然示しながらも、可能な限りの啓発活動を続けていただくことで、子どもたちの安全が保障されるのかなと思います。これからはぜひよろしくお願いいたします。

では、次に52ページ、学校管理費の工事請負費です。

まず、52ページの中学校の、この予算の説明をまずお願いしたいと思います。

- 教育総務課参事（井上 忍君）お答えいたします。

国の平成23年度第3次補正予算により県からの前倒し依頼を受け、当初、平成24年度に予定していた青山中学校屋内体育館改築工事に係る前倒しによる増額の予算2億8,499万円と、平成23年度の工事入札残による1,075万5,000円の減額等を合わせて、追加額2億7,423万5,000円となっています。

なお、青山中学校屋内体育館改築工事に係る予算2億8,499万円を合わせて、繰り越し手続きを行うものでございます。

- 7番（加藤信康君）青中の体育館の改修ということなのですが、当然授業に差しさわりますけれども、工事期間、要は体育館が使用できない期間はどのくらいですか。

- 教育総務課参事（井上 忍君）お答えいたします。

工事につきましては、6月議会で工事契約締結議案を提出し、議決後から工事にとりかかります。工事期間は、平成24年7月から平成25年2月までを計画しています。

- 7番（加藤信康君）夏休みを除いたとしても半年以上使えないという状況なのですが、ことしから柔道競技、柔道とかが必修になりますよね。そうなりますと、室内で行う体育の授業自体が困難になってくると思うのですが、含めてクラブ活動もあるだろうと思いますけれども、その対策について教育委員会としてどういうふうにお考えなのかを、お聞きしたいと思います。

- スポーツ健康課長（平野俊彦君）お答えいたします。

教育委員会といたしましては、生徒の学習保障を第一に考えて、青山中学校とただいま協議を進めているところでございます。青山中学校は、平成24年度、保健体育科授業の年間カリキュラムを工夫し、特に建てかえ工事で2学期、3学期には体育館がございませんので、屋内での領域、体づくり運動ですとか柔道、それから屋内の球技等を各学年とも9月、10月に集中的に実施をする予定で計画をいたしております。それから、卓球、バレーボールなどの屋内部活動も含めまして、代替としての体育館につきましては、距離的に青中に一番近い西部地区体育館、それから武道場がございます市民体育館の利用が望ましいのではないかと考えて進めておりますが、社会体育との関連がございまして、平日の昼時間の市民の利用の方々にも御理解・御協力をいただかなくてはなりませんので、ただいま本課、西部地区の公民館、振興センター、青山中学校、4者で連絡・調整をしているところでございます。

○7番（加藤信康君） ありがとうございます。特に指定管理者、それから直営である公民館、一般市民が日中にいろんなスポーツ活動をやっているということで、そこに割り込まざるを得ないわけですから、ぜひとも調整は丁寧をお願いしたい。

それと、指定管理者を含めて指定管理、特に体育施設ですから、やっぱりこういうことがときどき起こり得るわけですね。特に行政、教育委員会として使わざるを得ない。そういうところが今、指定管理も含めて、場合によっては民間の指定管理者に行き渡ることがあります。現実にもそういう状況になっています。そういう意味ではやっぱり行政的、教育委員会が使えるときには優先的に、なかなか難しいでしょうけれども、優先的に使えるような事前の協議、契約も含めてこれからもぜひお願いをしておきたいなと思います。特にこういうスポーツ施設というのは、なかなか商売をするには似合わない施設だというふうに思います。特に公的な施設だというふうに思いますので、そこら辺はやっぱり常日ごろ連絡体制をとった協議をお願いしたいというふうに思います。ありがとうございます。

それから、次は55ページ。最後ですけれども、債務負担行為。

数字を見て、びっくりしました。まず1番目、コンピューターシステム等借上料。いきなり減額、かなりの減額ですけれども、まず内容について説明をお願いします。

○情報推進課長（池田忠生君） お答えいたします。

主な理由として、2点あります。まず1点は、住民基本台帳法の改正に伴い、システム対応作業費用として約1億3,200万円の減額となっております。この契約は、システム開発部分を1社での随意契約でハードウェア・ソフトウェア機器の調達部分を競争により行い、システム開発部分にあつては、作業内容及び価格について長期にわたる交渉努力の結果として、また、機器の調達部分にあつては、落札価格との差額による結果が理由となっております。

次に、パソコンの更新時期の到来に伴うパソコンの調達です。パソコン552台の調達を入札により行い、減額の理由としては落札価格との差額となっております。

○7番（加藤信康君） リースの部分が入札、あわせて法改正による住基関係は、入札部分と随契部分ということで減額になったということと、かなり前から交渉している。この議場の中でも、コンピューターシステムの契約に当たって随契が多い中で、どう適正な価格を維持していくのかということで議論がされたと思います。そういう意味では、この間、ここまで減額をされたという担当課の努力については評価をしたいと思いますけれども、その割には年度当初、去年のその前ですか、去年の予算の段階で2億ほどのサブがある予定価格というのですか、出てきた。結果、これだけ安くなりました。この間の努力、それまでの努力もあつたらうと思うのですけれども、たしかにシステムがどんどん進化して、コンパクトなものを量を買えばかなり安くなってきますし、どこの会社でも大体似たような機械になってきたなという気がしますけれども、これだけ下がった中で不安というのをまだ感じていないですか。不安は感じていないですか。

○情報推進課長（池田忠生君） お答えいたします。

まず、住民基本台帳法の改正に伴うシステムの改修についてでございます。仕様書に基づき作業及び機器の導入がされていることを確認しております。また、パソコンについても、競争による調達でございますので、機種指定はできませんが、仕様書の記載の条件を満たしているものが納品されているようになっております。いずれも仕様を満たすものであること及びこの確認をしておりますので、機能・品質には問題がないものと考えております。これら納品物については、リース仕様となりますが、パソコン等については、リース期間中の保守契約も含めての価格となっております。

○7番（加藤信康君） 今回、これだけ減額されたということで、その努力は評価をいたします。ただ、やはりまだ随契部分が残っています。その随契の価格が正しいか、適正かを

判断するのは、やっぱりその専門の職員の目だろう、考え方、知識を持った人が必要だと思いますので、人事担当も含めてそういう人材の育成をこれからもぜひお願いをしたい。そのことでやっぱり、入札部分は別として随契部分の適正価格を維持していく、可能な限り適正な価格を維持していくのだ、そういう姿勢で臨んでいただきたいなと思います。

次に、ごみ収集委託料です。

これも、かなり減額になっています。まず、内容について御説明願います。

○環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

今回の減額補正の内容でございますが、平成23年度別府市一般会計補正予算で可決されました債務負担行為2億6,837万6,000円に基づき、平成24年から平成27年までの4年間における浜脇、亀川、扇山地区を中心とした38町内における家庭系の可燃物収集運搬委託業務の事業者の選定の入札を実施いたしました結果、4年間の業務委託料が1億8,585万円、1年間の支払い限度額が4,646万2,500円に決定したことに伴い、債務負担行為の限度額を減額するものでございます。

○7番（加藤信康君） 入札だと思うのですけれども、入札の率が下がった原因をどうお考えでしょうか。

○環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

下がった原因ということでございますが、一つには、今回入札の結果、委託業者につきましては、平成20年度から平成23年度まで本事業を実施しておりました業者が、引き続き受託しているという内容が、一つの原因であるかとは思いますが。ただ、委託業者自体の今までの委託金額、1年間の委託金額でいきますと、前回よりも200万ちょっと金額的には上昇してございます。

○7番（加藤信康君） なかなか入札価格の減額、下がった理由、いろいろ予測はされると思うのですけれども、予定した価格が2億6,800万なのですよね。それより大幅に下がった。やっぱりこのくらいないとこの委託業務、難しいだろうと一つの目安として数字を出しているのですけれども、現時点でさほど混乱または事故も聞いていません。細かい苦情等はいろいろあったということは聞いていますけれども、しかし、事故も含めていつ起こるかわからないというのが、この委託事業。同時に、またこの入札自体、本当、委託ですから、幾らでもいいのですよね。たまたまこうと思ったら、仕事をとるために幾らでも安くできるというのが実態だろうと思います。この間、僕もずっと委託事業についてやっぱりしっかりとモニタリング調査をやっていたきたいというふうに申し上げました。実際に委託を受けた業者が、どういう人の、従業員の働かせ方をしているのか、どういうローテーションを組んでいるのかというのが、まだ僕は報告を受けたことがありません。そういう調査をしたかどうかはわかりませんが、やっぱりそこをやっていないと僕は不安があるだろうと思うのです。自信を持ってこれで大丈夫ですというのは、僕はなかなか言えないなというふうに思います。

そういう意味では、しつこいようですけれども、労働環境のモニタリング、会社としょっちゅう電話のやり取りだけでは、なかなかそこら辺は見せていただけないなと思います。この委託業務をやっぱり専門的にやっていただいているわけですね。そこで働いておる人が、また違う仕事をしておるといことは多分ないだろうと思います。あつたら、僕は困るのですよね。やっぱり市の固定の業務を委託しているわけですから、事故のないようにやっていただくというのが大前提でありますので、しつこいようですけれども、相手業者に対してやっぱりモニタリングを含めた調査、指導を徹底してやっていただく。そのことが、5年間ですよ、当面5年間ごみ収集を事故なく進めていく一つの方法だろうと思います。決してこの委託金額が、僕は安いとか高いとか言いません。本当はそこで働く人たちが、やっぱり自信を持って安心して働ける環境にするためには、もう少し要るのかなとい



う気がしてなりません。ぜひその点を、なかなか相手業者もそう簡単には受け入れていた  
だけないかもしれんけれども、市の固有業務ですので、やっぱりそこまで突き詰めた対策。  
予防をお願いして、質問を終わります。

○15番(平野文活君) まず、議第9号の市税条例の一部改正についてお伺いします。内  
容の説明をお願いします。

○課税課長(工藤将之君) お答えいたします。

議第9号の別府市税条例の一部改正につきましては、各種の法律に基づく市税条例の一  
部改正であります。具体的には、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため  
の地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、東日本大震  
災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係  
る地方税の臨時特例に関する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が施行されたこと  
に伴い、市税条例の関係部分を改正するものであります。

○15番(平野文活君) どれぐらいの税率改正になるのですか。金額をお願いします。

○課税課長(工藤将之君) お答えいたします。

すべての税目について、よろしいですかね、では。たばこ税があるのですけれども、まず。  
まず1点目は、議案の1ページ目の95条関係であります。「住民税だけでいいです」  
と呼ぶ者あり)住民税。

お答えいたします。法人市民税もお答えしましょうか、法人市民税も大きいのですけれ  
ども、個人だけですか。(発言する者あり)法人市民税につきましては、これについては  
法人の実効税率、国税の実効税率の引き下げに伴いまして、7,100万程度調定が下が  
るものと見られております。次に、退職所得の税額控除の廃止に伴って約620万程度増  
収が見込まれております。さらに、均等割が500円アップするわけですが、これ  
については26年度でございますので、特に現在のところで見込みは出しておりません。

○15番(平野文活君) 市民税の均等割が、1人500円上がる。今が3,000円ですから、  
3,500円になる。県民税も同じく500円の増税。今が1,000円ですから、1,500  
円になる。つまり一般市民は、住民税均等割を納めている方は、今まで4,000円を納  
めたのかな、4,000円を納めておったのが……、違いますか。その辺をちょっと説明  
してください。どういうふうになるのか。

○課税課長(工藤将之君) 具体的には、市民税の均等割につきましては、現行の3,000  
円が500円上がって3,500円となります。これは、26年度から10年間です。

○15番(平野文活君) ついでに県民税を教えてください。

○課税課長(工藤将之君) 県民税につきましては、1,500円が500円上がって  
2,000円となります。

○15番(平野文活君) ということは、市県民税という形で市民は一緒に納めるわけです  
から、今の4,500円が5,500円になる、そういう形になるのですか。この市県民  
税を納める対象者は、どれくらいおるのですか。

○総務部参事(浜口善友君) お答えをいたします。

24年度の当初予算の推計でいきますと、均等割の納税義務者数は5万1,400人程  
度というふうなことでございます。

○15番(平野文活君) そうすると、市民税の均等割の増税は26年度から10年間、1  
年間にどれぐらいの増税になりますか。それから、ついでに県民税もわかれば教えてくだ  
さい。

○総務部参事(浜口善友君) お答えいたします。

先ほどの24年度の市県民税の均等割の納税義務者約5万人、500円アップというこ  
とでございますので、おおむね2,500万程度というふうなことでございます。県民税



については、ちょっと納税義務者数でわかりませんので、御了承ください。

○15番（平野文活君） 県民税も同じく5万1,000人が納めておるのではないですか。違いますか。

○総務部参事（浜口善友君） お答えいたします。

県民税の別府市部分とすれば、おおむねそういうふうなことであろうと思います。

○15番（平野文活君） そうすると、1年間に1人当たり1,000円上がるわけですね、市県民税で。ですから、5万1,000人に1,000円かけると5,100万円か。5,100万円の増税ということになるわけです。10年間の増税ですから、5億1,000万円の増税ということになります。これは、冒頭に課長からも説明がありましたように、今回の災害の復興対策ということが大きな名目で、いわゆる俗に復興増税というふうに言われております。そういう趣旨の増税ですから、納める人は当然これは復興のために、東日本の被災地の復興のために全国民が助け合うという形で拠出をするのだからというふうに理解すると思うのですね。これの使い道はどうなるのですかね。国の方に送るのですかね、それとも別府市が使うのですかね。

○課税課長（工藤将之君） お答えいたします。

この法律は、大変つくりが複雑でありまして、必ずしも全額が被災地に行くわけではなくて、別府市の災害対策事業の、これからの災害対策事業に使われるものというふうに考えております。すなわち東日本大震災復興基本法第2条に定める理念というふうに法律が書かれておりまして、この2条の理念というのは、基本理念は、単なる災害復旧にとどまらない、活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができる等を旨として行われる復興のための施策の推進等、それで、なおかつ23年度から27年までの間において実施する施策のうち、全国的に、かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源確保というふうになっております。

○15番（平野文活君） これは増税ですから、今度のこの議会で増税条例を可決する、そして26年度から実行するということになりますね。これは何のための増税ですよということを市民にきちんとお知らせしないといかんでしょう。市民の皆さんは、1人1,000円上がるわけですから、軽い負担だという人もおるだろうし、いや、ちょっと重いなという人もおると思うのですよ、所得によっては。ですから、復興増税というふうに一般に言われて、助け合いをしなければいかんかなという気持ちで、この増税に応ずるだろうと思います。しかし、実際は今説明があったように、別に被災地にこれを送るわけではない。別府市が使うのですね。防災に主というふうなお話も今ありましたが、そこら辺のお金の性格というのですか、使い道、増税の趣旨と使い道、きちんと説明をしなければいかんと思いますが、どうでしょうか。

○課税課長（工藤将之君） 私どもといたしましては、こういう議会の審議の場とか常任委員会の中で議員の皆さんに説明することが、まず一番最初の情報公開、説明責任を果たす道であるというふうに考えております。

○15番（平野文活君） 議会に説明すればいいというものではありません。市民が税金を払うのです。払う人に説明をしなければいかん、それは言っておきたいと思います。

次に移ります。青山中学校の改築に、約2億7,000万円のお金が計上されております。内容は、先ほどの答弁のとおりで理解はいたしますが、この財源が不思議だなというふうに私は思っておるわけですよ。耐震補強事業の事業債、耐震補強事業債の追加という形で約2億円、そして、国県支出金で約7,000万円。つまり事業費の100%が国から来るという内容になっておりますが、そうすると、その中でその他財源がマイナス3,700万円とかありますけれども、このマイナス3,700万円のその他財源という

のは何なのか。それから、そのほぼ100%が国から来るという財源はどのような性格のものなのか、ちょっと教えてください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

当該事業は、先ほど説明したように、国の3次補正によって3月補正に前倒し計上させていただいたものであります。財源ということでございますけれども、これは緊急に実施する防災・減災事業に係る措置として、国の交付金、それから負担金を除いた地方負担額の100%、これが起債に充当できるというふうになっております。また、その後年度の元利償還金については、80%が基準財政需要額に算入されるというふうになっております。

それから、今、その他財源のマイナス分につきましては、当初から計上しておりました事業の入札減等による財源調整によって、マイナスになっているのではないかとというふうに考えております。

○15番（平野文活君） 一般財源が基本的に要らない、全額国の起債と交付金でこの事業が始められる。普通の学校の改築や耐震補強とは、ちょっと違いますね。普通はどれくらいの国の、何といいますかね、補助率というのですか、どういうことになっておりますか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） 通常分といたしましては、地方負担額の90%までが起債の充当です。そして、その元利償還金の70%が交付税算入されるということでございますので、それよりは有利な財源措置というふうになっております。

○15番（平野文活君） 10%は一般財源を用意しなければいかん、また、この償還も7割しか来ないということだな。それで、なぜ今回こういう有利な、優遇された財源が活用されたのかということですが、さっきの説明でもありましたように、3次補正なのです、これは。国の3次補正の大半は、東日本の対策費ですよ。その中の一部が全国防災という形で5,000億余り全国で活用をする、そういう予算になっております。つまり、防災の予算を学校の改築費に活用したというふうに私は理解するのですが、それでいいでしょうか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

防災面を含む施設の長寿命化対策、あるいは耐震補強工事というものにこの国の3次補正を活用させていただいたというふうに考えております。

○15番（平野文活君） この総額5,752億円、第3次の全国防災の国の予算ですが、どういう趣旨でこの予算が組まれているかといいますと、東日本大震災を教訓として全国的に緊急に実施する必要が高く、即効性のある防災・減災のための施策というふうに位置づけまして、具体的な事例として防災拠点施設、備蓄設備、非常用電源、津波避難タワー、避難路、防災行政無線のデジタル化、消防無線のデジタル化、そして公共施設の耐震化、こういうふうに事例が挙げられております。つまり緊急性、即効性という、今までの想定、全部いわゆる防災計画、今、地域防災計画の見直しをしていますけれども、今までの対策では不十分だということで、直ちに地方自治体がいろんなことをやっているわけですよ。それを支援しようという意味があると思いますね。

例えば、学校は全部避難所になっておりますが、ちょっと教育委員会に聞きますけれども、停電になった、非常用電源のある学校というのはありますか。

○教育総務課参事（井上 忍君） お答えいたします。

現在、学校施設におきまして、災害時停電となった場合での非常用電源はございません。

○15番（平野文活君） 全部、一般質問ではないからあれですけども、つまり、私はこの青山中学校の改築、これはいいですよ、大いに賛成です。しかし、国がこの第3次補正で5,700億組んだ。そして100%、一般財源がなくても100%手立てをして事業を始められますよ、急いでください、必要なことはね、という防災予算というのとは、ちよっ

と趣旨が外れているのではないかなという感じがするわけですよ。

この程度にしておきますけれども、私は、もっと本当に単年度とか何か、その見直しもやられておりますけれども、防災問題をもっとやっぱり真剣に考えてほしい。こういう国が予算を組んだときには、本当にその趣旨を生かした有効な使い方をしてほしいということ、注文をつけておきたいと思います。

この契約は、6月議会にかかるというお話でしたけれども、それは、入札をしてからですよ。入札はいつごろの予定なのか、この入札条件を決めるのはいつごろなのか、お答えください。

○教育総務課参事（井上 忍君） 入札につきましては、議会前の締結議案を出す前に入札をするということになっております。

○15番（平野文活君） 議会前は当然ですよ。ですから、いつごろを予定していますか、その条件を決める委員会はいつごろ開かれますかということを知っているのです。

○総務部長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

まだ内容等、案件が出次第、協議させていただいて、資格審査委員会の中で入札方法等を検討したいと思います。

○15番（平野文活君） はい、いいでしょう。これは前々、昨年度から問題になったいわゆるP点問題ですね、かかわりますので、あえて聞いておきました。

次に移ります。51ページ、52ページに就学援助金のプラスというのが出ていますね。このふえた理由をお伺いしたいと思います。

また、ついでに学校関係ですので、50ページの私立幼稚園就園奨励金の追加、これも出ていますね。これについての理由。理由は簡単をお願いします。

○学校教育課長（高橋祐二君） お答えいたします。

本年度の準要保護児童生徒就学援助費に係る予算につきましては、平成18年度から平成22年度までの5年間の児童生徒の就学援助受給率から算出をしております。小学校におきましては、受給者が全体の13%前後、中学校におきましては、全体の16%前後で推移しておりましたので、平成23年度予算も過去5年間と同程度の受給率をもとに、小学校の準要保護児童就学援助費を計上いたしました。また、中学校におきましても、そのような形で計上させていただいております。しかしながら、就学援助の申請が、平成22年度の2学期より急増いたしまして、最終的には小学校は、受給者が全体の15%強、中学校におきましては、全体の18.26%まで増加いたしました。本年度も、昨年度同様の高い水準で就学援助を受給しており、最終的に小学校におきます援助費が2,112万2,000円、中学校の援助費が3,149万6,000円決算見込みとして算出されました。その結果、今回の小学校では318万9,000円、中学校におきましての援助費が593万8,000円をそれぞれ補正予算で要求したところでございます。

また、私立幼稚園の就園奨励費の補正理由でございますが、就園奨励費でございますが、毎年文部科学省から基準額が示されております。本年度も基準額の増額がありまして、その分が、昨年度の基準額で差を見ますと、200万円の補助金の交付額となっております。これが、増加をした部分になろうかと思っております。

また、2点目といたしまして就園奨励費でございますが、市民税課税額と、きょうだいの中で第何子に当たるかで補助金の交付額が決まっております。長引く不況の影響によりまして、対象世帯の所得額が低下したことによりまして市民税課税額が低く、補助金交付額が高い世帯が増加したことによりまして、230万円の交付額の増ということになっております。この2点かと考えております。

○15番（平野文活君） 子どもの数は、小学校・中学校あるいは幼稚園とも、どんどん減っ



ていますよね。減っているにもかかわらず、この就学援助を受ける子どもがふえているということですね。この就学援助金という制度は、どういう所得といいますか、どういう方が受給の条件になるのですかね。

○学校教育課長（高橋祐二君） お答えいたします。

その年の所得、さらには家族構成等によりまして、その金額が異なっていると考えております。

○15番（平野文活君） いずれにしても「準要保護」という表現をされますが、就学をする支援をしなければならない、教育の機会均等という立場からの制度だと思えます。それが、先ほど言いましたように、中学校ではもう2割、全体の子どもの2割がこういう制度を利用しなければならないという事態になっている。また、私立幼稚園の奨励金についても、低所得の方ほど奨励費が高いから、今回そういう人たちがふえたので増額する、追加をするという予算ですよ。つまり、学校に行かせている子どもを抱えている御家庭の所得が下がっている、貧困化が進んでいるというあらわれであります。

そういう中で、今度は35ページに子ども手当支給に要する経費というのがあって、マイナス2億2,500万円というものがあります。これは、減額の理由は何ですか。簡単にお願いします。

○次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

子ども手当に関しましては、平成22年度の4月より制度が始まっておりますが、御存じのとおり国において制度そのものが二転三転している状況があります。まず、平成22年4月にスタートした時点では、中学生まで一律1人月に1万3,000円でしたが、平成23年度予算を策定する平成22年12月時点では、国の大臣合意によりまして、3歳未満児分が2万円になるとの通知が来たため、それに基づいた予算を計上しました。しかし、実際は23年4月以降も、つなぎ法により9月まで1万3,000円が継続をしました。平成23年10月からは特別措置法として、3歳未満児と第3子以降が1万5,000円、それ以外は1万円となりました。これらの制度の変更のために生じてきたのが、今回の減額補正ということになります。

○15番（平野文活君） この子ども手当を受けている子どもの人数、どれくらいですか。

○次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） 別府市におきましては、約7,650名になっております。

○15番（平野文活君） そうすると、1人当たり約3万円——年額ね——の減額ということですよ、3歳未満がどうだとか中学生がどうだとか、いろいろ金額の差はありますけれども。子ども手当というのは、もともと民主党が1人2万6,000円という公約をしたのですよ。今度は1万3,000円で出発した。3歳未満児は2万円にしますよということもあったのでそういう予算を組んだとお話がありましたが、何かごたごたして、結局そんな2万円とかならん。減額されてしまった。だから予算が余った。つまり、予算が余ったということは、当初もらうと予定しておった子ども手当を、もらう側からすればもらえんようになったということですよ。だから、一方で子どもの貧困化が進んでおる。いろんな支援をしないと学校に行けないという子どもたちがふえている。その中で子ども手当を、公約は2万6,000円と言いながらどんどん減らしていくというような、こういうような今度の補正予算になっております。

最後に一言だけ。34ページに配食サービスの追加というのがあります。これもどういう理由での増加か、説明してください。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

当初、延べ8,000人の利用が想定されたわけですがけれども、毎年高齢者の数がふえておりますので、その実態が延べ人数で9,700人の増加が見込まれるため、今回の補



正を上げさせていただきます。

○15番（平野文活君）ひとり暮らしの高齢者がふえております。また、調理が大変だとか買い物に行けないとか、あるいは栄養が偏っているとか、火を使うのが大変だとか、いろんなのがあって、この配食サービスというのは非常に好評なのですよね。ぜひ今度も充実をしていただきたいということを申し添えまして、質疑を終わります。

○24番（泉 武弘君）3月補正は、もう言うまでもありませんが、計数整理的な意味合いと、23年度事業に伴う事業実績がどのようになったのか、これらを総括する意味で大変重要な議会だというふうに私は実は位置づけています。

公設市場に対する高圧受変電設備の改修費に約3,000万が計上されていますけれども、本来これは市場収入でこれらの施設改修はすべきではないかというような感じも、私はいたします。この点について、行政当局が今回一般会計の中でこれに対応した理由をお尋ねしたいと思いますと同時に、最近この公設卸売市場に活況がない、活気がないという指摘をたくさんいただきますけれども、最近の市場の取扱額の推移はどのようになっているのか。この2点について、まず御答弁を願いたいと思います。

○商工課長（安達勤彦君）お答えいたします。

議員に御指摘いただきましたけれども、市場の歳出、支出は、市場の収入をもって充てる、これが大原則だということは理解しております。ただ、今回、高圧受変電設備の改修の補正を上げておりますけれども、いつ停電事故が起こってもおかしくないという保守点検の指摘を受けまして、早く事業に着手したい思いから、今回3月補正で上げているところでございます。そして、この年度末という時期でございますので、その財源を一般会計から繰り入れて実施したいということでございますので、御理解いただきたいと思います。

それから、昨今の取扱高ということでございますけれども、地方卸売市場は昭和58年11月、県知事の開設許可を受けまして、昭和59年から事業をスタートしたわけですが、当時は約64億円の売り上げがございました。それから平成3年の100億円をピークにいたしまして、それから数年間は大体90億ぐらいで推移してございましたが、その後、平成11年あたりから急激に落ち込みが激しくなりまして、現在、約50億円の売上高となっております。

○24番（泉 武弘君）担当の部長にお尋ねしますけれども、この公設卸売市場は、58年に約34億円の事業費で建設をされました。事後、経年劣化が進んでまいりまして、毎年、この維持修繕費というものがかなり市場ではかかっているようです。

そこで、今、担当課長から御答弁をいただきましたけれども、市場取扱額が、平成3年、100億を超えたものが、今は50億。ちょうど半額、取扱額が半分になっている、こういう状況なのですね。そして、もう一つの側面では、市場取扱手数料、施設使用料を減額し、現在の市場を維持存続させている、こういう状況だと思います。

そこで、部長にお聞きしますが、このような取扱額の減少に伴う市場の存続の将来に対して、別府市の行政経営会議でこれらの問題を協議したことがあるのかどうか。まず、これから御答弁ください。

○ONSENツーリズム部長（亀井京子君）お答えいたします。

協議事項としては、今のところ上げておりません。

○24番（泉 武弘君）本来は施設使用料、取扱手数料の減額を決めた段階で別府市の行政経営会議では、公設市場として今後も存置するのかどうか。市場と行政とのかかわりをどうするのかという基本的なことを、経営会議の中で議論をしなければ実はいけないのですよね。なぜかといいますと、このようになっています。平成元年に地方卸売市場が全国で1,626市場ありました。それが平成19年には1,237市場ということで、何と389の市場が閉めています。閉鎖しています。これは年間にしますと、20市場ずつ実

は閉鎖していつている。さらに民営で見ますと、このうちの公設、第三セクター、民営と分かりますが、民営で見ますと、平成元年1,446の市場が、19年では1,044市場と大幅に減少しています。減少数は402市場です。

ところが、ここに奇妙な数字が実は残っているのですが、平成元年、154の公設市場が、19年では155ということで、逆に1市場が公設に移管をしています。このようにしてみますと、公設の場合にはいわゆる取扱手数料、それから市場施設使用料の減額によって市場が存続し続けている。ところが、民間では事業費を販売額で消化しなければいけませんから、成り立たないためにこのように市場の閉鎖が進んでいる、このように分析することができると思います。

そこで、市長、お尋ねします。もうすでに取扱手数料、市場施設使用料を減額しながら存続しているのですね。それで、さらに平成3年対比で50億円の取扱額が減少している。やはりもうこの機会に公設卸売市場として別府市がかかわっていくのかどうか。これらの根本的なことを私は議論しなければいけない時期に来ていると思いますが、市長の見解を求めます。

○市長（浜田 博君） 御指摘をいただきましたとおり、私も、ここ数年、取扱高の減額等々で何とか維持をしているという厳しい状況は、しっかり把握をいたしております。これは思い出せば、あなたと同期で最初に議論をした公設市場の開設の時代を思い出しますが、ピーク時で100億を超える状況がありました。何とかいけるのかなという思いは持っておりましたが、現在、半分の50億という、こういう厳しい状況もしっかり踏まえる中で、公設市場としてこの限界に挑戦をしながら、いつまで維持できるのか、公設という立場の中で行政がどこまでかかわっていけるのか、このことは十二分に議論をする時期に来ている、このように感じております。

○24番（泉 武弘君） 今後の公の施設が、この公設市場の58年の建設時のように、53年ごろから集中的に公の施設が建設されている。それが、平成18年の行政改革更なる推進に対する指針の中でも示されていますように、老朽化して、今手をつけなかったら大変な財源を必要とする、こういう指針が出ていますので、同じようにこの公設市場も対象物になるのですね。市長が、本格的に議論をすべき時期に来ているという答弁ですから、その言葉を歓迎したいと思います。

それで、部長、お尋ねしますけれども、19年にスーパーイズミが開設していますけれども、この翌年度あたりからこの市場の取り扱い金額が落ち込んでいるのですね。現在、スーパーイズミは、公設市場から市場取り扱い商品を購入しているのでしょうか、どうでしょうか。

○ONSENツーリズム部長（亀井京子君） お答えいたします。

購入はしておりません。

○24番（泉 武弘君） 市長、一つの原因の中に、量販店というのは、中央の集荷所から地方のチェーン店に集配送を实はするのです。今、部長から答弁いただきましたように、市場でイズミは実は競りに参加したかった。ところが、競り条件が整理できないために、今日まで市場での競りには参加していないような、その分が市場の取扱額から減少要因として今日、取扱料に実は起因しているのですね。やはり公設で今あるわけですから、担当部長がイズミ側と協議をして、できる限り別府市の公設市場での競りに参加するような要請をすべきだというのが1点。

それから、先ほどこの存続については本格議論をしたいという市長答弁がありました。これは歓迎するというふうに私は申し上げましたけれども、24年度中にこの地方卸売市場法に基づく公設市場のあり方について、存否の方針を決めるような協議会を立ち上げたらいかかだろうかと思いますけれども、具体的提案に対して、市長の答弁をお願いします。

○ONSENツーリズム部長（亀井京子君） お答えいたします。

購入等については、イズミ側等々にはお願いの申し入れをしたいと思えます。

あと、協議会ですけれども、まずは内部で十分協議をさせていただきたいと思えます。

○市長（浜田 博君） 状況については十分把握をしておりますので、本年度中にまず内部でしっかり協議をするということから始めたいと思っています。

○24番（泉 武弘君） 辛らつな言い方かもしれませんが、市場経由商品の中にイズミの消費するものが含まれていない。この実態把握も部長はしていなかったようですね。後ろの担当課長から、「いや、していませんよ」とバツサインが出て、していないということにされました。これでは困るのですよ。行政経営会議というのは、本来そういうことを大きな主要項目について進むべき方向、問題点を把握するのが行政経営会議でしょう。これは一般質問の中でも厳しく議論をさせていただきますけれども、市長、内部協議と言いましたけれども、これは内部協議では済まないのです。市場側と協議をしなければいけない。市場側が、この市場の将来についてどういう思いを持っているのか。それで、現在、大分の中央卸売市場が地方卸売市場に変わりましたね。別府でも、水産2社が1社になった。内部で協議をするのではなくて、市場関係者を含めて協議をすべきだということだけ指摘をしておきたいと思えます。そうしないと、将来どういうふうに流通業界が流れていくのかというのがわかりません。幸い、最近ではインターネットが普及していますので、今後の商流・物流の動きを見ていきますと、ますます市場の持つ意味合いというのが薄れてきます。それはなぜか。ファーストフードや冷凍食品や、こういうものの普及、いわゆる国民生活が多様化するためにそういう、産地直送とか生産者と消費者が結びつく直接販売方式、こういうふうに多様化していますから、やはり市場を交えたこの対応を協議してほしいな、このことを最後にお願いをいたしておきます。

次に、生活保護世帯に対する扶助費減額2億700万が計上されています。先ほど、首藤議員の議論の中で、減額理由の中で担当課長はこのように説明をしました。レセプト点検等の強化によって大幅に減少できたというものを一因として上げました。

そこで、お尋ねしますが、22、23年度のレセプト点検に伴うところの減少額はいかほどだったのでしょうか。わかれば説明をしてください。

○社会福祉課長（福澤謙一君） お答えいたします。

22年度におきましては、レセプト点検による効果額、点検枚数7万5,627枚、効果額6,091万4,000円、「マイク」と呼ぶ者あり）大変申しわけありません。平成22年度レセプト点検における効果額は、点検枚数7万5,627枚、効果額6,091万4,000円となっております。

すみません、23年度においては、データを持っておりません。申しわけありません。

○24番（泉 武弘君） 市長、扶助費の中で生活保護費の占める割合というのは、もう異常な数値を示していますね。これは全国平均、14市平均、類団を見ても、「突出」という言葉を使っていいのかなというぐらいの数値を示しています。

そこで、市長もこのことには、片方で日本経済の深刻な状況で失職している方々の生活保護という分野、それともう一つは、やはり市民から大変苦情が出る、本当にあの人は保護が必要なのかというような苦情。これらの両方相まった中でこの保護費を見ていかれていると思うのですね。別府市の保護率がこのように高い要因というのは、市長は那邊にあるというふうに分析されていますでしょうか。

○社会福祉課長（福澤謙一君） お答えいたします。

別府市の保護率が高い理由ではありますが、まずは景気の動向に左右されやすい第3次産業に依存が高く、温泉や医療機関の充実という環境により保護率が高くなっていると考えております。また、核家族化が進む中で低年金及び無年金の高齢者世帯が多くなっている



ことも、一つの要因と考えております。（「違うよ。市長」と呼ぶ者あり）

（議長交代、副議長・松川章三君、議長席に着く）

○福祉保健部長兼福祉事務所長（藤内宣幸君） 保護率の高い理由につきましては、これは前々から議場の中でも討議をされております。高い理由につきましては、今、課長が答弁したとおりでございます。我々といたしましても、この保護率、景気に特に左右されます。今、昭和50年からの保護率の資料を持っているのですけれども、昭和50年のときは23.55%（パーミル）であったのですけれども、バブルのときは、それから保護率が下がっていったのですけれども、また、バブルの崩壊で保護率が上がって、現在の状況になっております。ですから、我々といたしましても、適正化等を考えてみましたときには、しっかりと保護率を下げるにはどうしたらいいかという施策も考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○市長（浜田 博君） 別府市が、保護率が高いというのは、私もずっと認識はいたしております。ただ、今理由は課長、部長が答弁したとおりでございますが、あえて病院が多いことも含めて私も感じております。なぜ他県から別府の病院に入った人が保護を受けなくてはいけないのかなという、この思いですね。これは感じておりますし、ただ、本当に困っている人、病気で働けない人には、これは国の法律ですから、当然、支給して当たり前だ。しかしながら、先ほど来も出ておりましたが、やっぱり多い中に不正受給があったとしたら、これは、私は絶対に許してはいけません。こういう思いの中で適正に、やはりこれは法律を生かすという意味からも適正な受給といったものを目指していきたい、このように思っております。

○24番（泉 武弘君） 今の答弁を要約しますと、こういうことになろうと思うのですね。経済変動の影響を受けやすい第3次産業を基軸にした都市構造である、これが1点。それから、市長が答弁されました、市民に対する病院が多い。この二つが今答弁の中になりました。

そこで、お尋ねします。本当に別府市は経済変動を受けやすい第3次産業の比率が大きいから生活保護率が高いというのは、どこを見ればわかるのですか。教えてください。

○社会福祉課長（福澤謙一君） お答えいたします。

保護率が高い理由につきましては、きちっとした分析は行っておりません。大変申しわけありません。その中で、観光立市においては、消費に影響しやすい地場産業が多いということにありまして、雇用情勢の悪化や賃金の抑制が続く、職を失う者、賃金の抑制により最低生活が維持できない者が多くなってきていると判断しているということでもあります。

○24番（泉 武弘君） 市長、先ほどの市場と同じように、やはり生活保護のあり方、なぜ他市に比べてこれだけ保護率が高いのかということを中心に分析しなければいかん時期に来ている、こう思うのです。旧態依然とした答弁ということを申し上げていいかわかりませんが、別府市は観光都市という特性を持っているから保護率の高さと連動している、こういう答弁がずっとなされてきました。そこで、私、泉武弘は違うよ、そういうことになっていないということをお願いいたします。その論拠としては、こうなっています。

温泉所在観光都市の保護率というものを、平成22年度で金沢、輪島、加賀、登別、下呂、熱海、下田、伊豆、逗子、島原、指宿、菊池、別府市ということで見てみました。そうしますと、この温泉所在観光都市平均の保護率は12.46%（パーミル）。この中で一番低いのは、伊豆が4.56%（パーミル）なのです。別府市だけが突出しているのです、31.14%（パーミル）。この温泉所在観光都市の保護率を見る限り、第3次産業に大きく原因を持っているというふうにはなかなかいえないのではないかと思います。



私は、先ほど首藤議員が取り上げましたように、当市の保護者の年齢層に大きな原因があるのだ、こういうふうには実は考えている。65歳以上の保護者の数を見ますと、3,800人の中の59%が保護率なのです。高齢者の方が非常に多いのですね。むしろ保護率の高さは高齢者に起因しているのだというふうには私は考えますけれども、そういう理解でいいのではないのでしょうか。答弁ください。

○社会福祉課長（福澤謙一君） お答えいたします。

私の先ほどの答弁の中でもありましたように、核家族化が進む中で低年金及び無年金の高齢者世帯が多くなっていることも、一つの要因と考えておりました、議員さんのおっしゃるとおり高齢者が多いという要因もあると考えております。

○24番（泉 武弘君） 課長、「要因もある」ではなくて、大分県下生活保護状況23年度分を見ていくと、そうなっているのです。別府市のこの高齢者で生活保護を受けている方々の比率が55%ですね。正式に言いますと、世帯数3,110世帯の中で1,706世帯が保護を受けているということになる、高齢者ですね。そのもう一つは就労支援ですね、先ほど話をされました。就労支援をしなければ、現下の経済情勢の中でなかなか保護を打ち切るといふわけにはいかない、こういうことが言えると思います。

そこで、市長、かつて就労支援の中で公共事業を、生活保護受給者を対象に事業に参加してもらっているという時代がありましたね。私は、やっぱり就労支援の中で民間に仕事を求めるということに対して求人倍率を見ても、なかなか難しい。ならば、別府市の保護の適正化と保護費の縮減のためには、公園管理などの業務を就労支援業務として考えるべき時期が来ているのではないかと、こういう気がしてなりません、市長の見解を求めます。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（藤内宣幸君） お答えいたします。

今の議員さんの提案につきましては、示唆するところがあるなというふう感じております。私どももこの就労支援のあり方につきましては、各市の状況を見ておるところでございます。大阪のある市につきましては、就労支援事業を非常に積極的に取り組んでおる市もございまして、具体的にその就労支援をして、生活保護者が自立しますと、結果的には保護受給がなくなり、国の費用、市の費用、県の費用等の支出がなくなり、将来的には自立した形となって、逆に税を納めるような形になりますので、積極的に就労支援の現状のあり方から、今後どのような形で積極的に就労支援ができるかというのは、他市の非常に先進地もございまして、そこを研究させて、今の議員さんの意見等を踏まえまして、考えさせていただきたいというふうには考えているところでございます。

○24番（泉 武弘君） 本来、市長、3月補正予算の審議というのはこうあるべきだと、私は自分で思っているのです。年度間で事業実施をしたもののトータルが、年度末補正予算に出てくるのです。この中で1年間の支出の中でどういう問題点が起きたのか。そして、その問題点を行政はどのように整理したのか。そして、生活保護でいきますと、次年度予算72億組んでいるのです。72億組んだ中で、今私が言ったように就労支援部門はこういうふうに取り組むのですよ、高齢者の生活保護世帯の中の健康づくりにはこう取り組むのですよというような分析結果が、議会にこういう議論を通じて出てこなければいけないと思うのです。これが3月補正の審議の一番大事なところなのです。

市長、どうでしょうね、市長も言われましたが、私も全く同感ですが、これほど経済が疲弊していると、生活保護を受けなければ命にかかわるといふ方がたくさんいる。これは現実にあります。そういう方のためにこの保護制度というのはあるわけですが、それについて私は異論を挟む余地はありませんが、市政だよりを配っていると、多くのところで、「なぜ、あの人が」、こういう声が出るのです。それは、一つは年金受給者と生活保護受給者のいわゆる収入の差が余りにも乖離が大きいのです。これに対するやっぱり怨嗟の気持ち、実態というのがあると思うのです。

どうでしょうかね、市長、この生活保護費の問題について専門部会を設けて、本当、分析してみてもいいかですか。先ほど言われましたように、温泉所在地という、第3次産業という脆弱な産業基盤に起因しているというような、そういう概念論ではなくして、やっぱりなぜ別府市はこれほど高いのか、何をどういじったら、どこがどう変わるのか。そのための施策を何年度からやるのか。こういうことをすべき時期に来ていると思いますが、最後に市長の見解をお聞きします。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

就労支援の問題も、元気な人はぜひ働いてもらいたいという気持ちがありますので、そのことを考えますと、今、シルバー人材センター等々でできるだけ高齢者の皆さんに公共事業でできないかという問題もお話をさせていただいておりますので、先ほどの答弁の中で50代、60代、70代、80代まで非常に多いという状況を見たときに、そういう中で元気で働ける人は何とか就労ができないのかなという思いもありますので、そういった原因も含めて、やはり専門部会を持つということも一つの選択肢だと思います。私個人ではなかなかそういう言及、調整ができませんので、そういったことも含めて前向きに検討したい、このように思っています。

○24番（泉 武弘君） ぜひとも、お願いをしたいと思います。

最後に、基金繰入額の減額5億円が計上されています。今年度基金繰入額11億の中で5億が減額されて6億という形になりましたが、基金取り崩しに対する基本的な考えですね。これは別府市の基金条例で減債基金、それから財政調整基金、さらにはほかの基金については、運用について定めがありますが、減債基金、財調基金の中でこの運用状況で、運用基準を守らなくていい場合はどのような場合ですか。御説明をお願いします。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

財政調整基金は、法律で設置が義務づけられている基金でありますけれども、年度間の財源の不均衡を調整することが目的となっております。地財法においても、単に当該年度のみならず、翌年度以降における財政状況を考慮しなければならないとされております。また、公共事業費基金あるいは減債基金については、任意の基金ということになりますが、公共事業という特定の目的に充当するため、あるいは市債の償還財源に充てるためなどとなっておりますが、一例を申し上げれば、経済情勢の著しい変動等により財源が不足するときといったことが、処分の対象として定められております。

○24番（泉 武弘君） 著しい経済変動とか天変地異に対する一時期の支出だとか、景気的大幅な落ち込み、こういうものの場合には取り崩しができる。しかし、そこでお尋ねをしておきたいのですね。これは基金運用の問題ですから、一般質問で本格論議をさせていただきましても、この取り崩しをしたものについて、別府市基金条例では、まず確実な繰り戻しの方法を講じなさいよ、それには利息、期間を定めて、取り崩す場合には繰り戻しを明確にしなければというふうになってはいますが、今の減債、財調について、取り崩したもののについては、繰り戻しの方法を確実にして23年度は取り崩したのかどうか、これが1点です。

それから2点目に、いや、それは必要ないのですよ、運用状況の中でこの条項に当てはめたから繰り戻す必要はないのですよというのがあれば、その条項だけ教えてください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

財政当局といたしましては、現在の経済情勢、バブル崩壊以降のデフレ、円高、そういった要因、それから、税収が減少する中で、先ほどお話がありましたように、少子高齢化の進行で扶助費が著しく増大しており、地方財政が硬直化しているという考えの中で収支不足額について基金からの繰り入れを行ったというふうに理解をしております。

○24番（泉 武弘君） 社会情勢一般を考慮して財調については取り組みをした。一番肝

心な答弁がなかったのですが、繰り戻しの方法については、こういう場合には明示しないでいいのですか。除外規定があれば、それを教えてください。

○企画部長（大野光章君） 答弁させていただきます。

今、議員御指摘の繰り戻し、この件につきましては、資金繰りの関係だと思えます。通常の資金フローの中で会計上支払いができないときに、一時的に基金の方から繰り入れという形で一般会計から借り入れをします、歳計現金の方に。その場合については、きちんと借り入れの返済年限、それから利息もつけた上で措置をさせていただいております。その分についても予算上、その利息分を計上して、その範囲の中で資金繰りとしてやり繰りをさせていただいております。

○24番（泉 武弘君） 財調、減債について、取り崩しができる運用基準というのは、6項目にわたって示されています。当然のことながら地方財政法に基づいて剰余金額の2分の1の範囲内で積み立てなさい、積み立てたものについては、運用基準でこの対象項目にわたって取り崩しをしていいですよ、しかし、それは確実な繰り戻し方法を考えなさい、こういうふうになっています。市長初め執行部の皆さんはお考えいただきたいのですが、これから先27年度までの財政収支の中期財政計画では、基金取り崩し額が38億円なのです。この財政収支見通しに出てきている。これ、38億でおさまるとはちょっと考えにくいのですが、いわゆる基金を取り崩しながら財政運営をしていく。もう異常な姿なのです。まさに市長が、平成15年9月に緊急財政再生宣言をしましたが、それがずっと続いている。そして、今年度の、23年度の基金運用等を見ても、一向に改善される気配もない。そして、これから先の中期財政見通しでも38億円取り崩す。しかも、この財政収支を見たときに一番僕がおかしいなと思ったのは、剰余金2分の1を積み立てなさいという地方財政法の定めがあります。これはいいとして、任意。いわゆる剰余金でないものの積み立てが17億あるのですよ、15年度から。これは、別府市の財政が非常事態がゆえにいつどうなるかわからないから、任意に積み立ててきた。これは、一方では評価されるかもしれませんが、市長、17億分の単年度会計収支でいうと、住民からお預かりしている税金を住民サービスに返していないという面もある。

23年度のこの議会で指摘をしておきますけれども、今の別府市の財政運営は異常です。本来の行政に必要な経費というのは、改革によって財源確保を図るべきである。基金の取り崩しを前提とした財政運営、このこと自体に異常があるということだけ指摘をして、私の質疑を終わります。

○副議長（松川章三君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

あす6日及び7日の2日間は、委員会審査等のため本会議を休会とし、次の本会議は、8日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時59分 散会



